

報道関係者 各位

令和6年12月27日（金）

【照会先】

鹿児島労働局

職業安定部 職業対策課

課 長 徳元 秀明

地方障害者雇用担当官 本村 誠

（電話）099-219-8712 （内線 193）

令和6年「障害者雇用状況報告」の集計結果を公表します

鹿児島労働局（局長 永野 和則）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業の場合は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。（法第38条、第43条）。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・ 対象企業に雇用されている障害者数は5,236.0人

対前年差233.0人増加、対前年比4.66%増加

・ 実雇用率は2.66%で、対前年比0.04ポイント上昇（全国10位）

○法定雇用率達成企業の割合は、57.2%で対前年比3.8ポイント低下

〈公的機関〉（同2.8%（2.6%）、県教育委員会等は2.7%（2.5%））（ ）は前年の値

○県、市町村の機関等で雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。

・ 県、市町村の機関等における雇用状況

雇用されている障害者数は852.0人（816.0人）で、対前年差36.0人増加

実雇用率は2.77%（2.68%）で、対前年比0.09ポイント上昇

○県教育委員会等で雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で下回る。

・ 県教育委員会等における雇用状況

雇用されている障害者数は315.5人（327.5人）で、対前年差12.0人減少

実雇用率は2.46%（2.51%）で、対前年比0.05ポイント低下

〈独立行政法人など〉（同2.8%（2.6%））

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。（ ）は前年の値

・ 雇用されている障害者数は80.0人（71.5人）で、対前年差8.5人増加

実雇用率は2.97%（2.67%）で、対前年比0.3ポイント上昇

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

【1 一般の民間企業における雇用状況（常用労働者数 40.0 人以上規模の企業）】

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 障害種別では身体障害者が 3,146.5 人（実人数 2,510 人）で前年に比べ 2.68%（82.0 人）増加、知的障害者が 1,263.5 人（実人数 1,312 人）で前年に比べ 2.93%（36.0 人）増加、精神障害者が 826.0 人（実人数 848 人）で前年に比べ 16.2%（115.0 人）増加し、特に精神障害者の伸びが大きくなっている。
- ・ 実雇用率は、前年に比べて 0.04 ポイント上昇の 2.66%（全国平均の 2.41%を上回り全国 10 位）となり、過去最高となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、前年と比べて 3.8 ポイント低下の 57.2%（全国平均の 46.0%を上回り全国 14 位）となった。

【第 1 表、第 7 表】

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別の実雇用率は、500 人～1,000 人未満（企業数 43 社）以外の企業規模において法定雇用率 2.5%を上回った。

【第 3 表】

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の実雇用率は、「運輸業、郵便業」（3.23%）、「医療、福祉」（3.04%）、「製造業」（2.77%）、「サービス業」（2.77%）、「卸売業、小売業」（2.60%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.50%）において法定雇用率 2.5%を上回っている。
- ・ 産業別の達成企業割合については、「製造業」（64.2%）、「医療、福祉」（63.7%）、「運輸業、郵便業」（61.6%）が 60%を超えている。また、「農林、漁業、鉱業」「電気・ガス・熱供給業」「情報通信業」「金融業、保険業」「教育、学習支援業」が前年より増加した。

【第 3 表】

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業は、618 社となり前年の 513 社より 105 社増加となった。また、法定雇用率未達成企業のうち障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は 366 社（59.2%）あり、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業（1 人不足企業）は 433 社（70.1%）となっている。

【第 5 表】

【2 公的機関における在職状況】

○ 県・市町村の機関（法定雇用率 2.8%）

- ・ 2.8%の法定雇用率が適用される県・市町村の機関に在職している障害者の数は、66 機関、852.0 人で前年より 4.41%（36.0 人）増加となり、実雇用率は 2.77%で前年に比べて 0.09 ポイント上昇した。66 機関のうち 46 機関が法定雇用率達成。

〔未達成機関〕阿久根市、指宿市（※）、西之表市、薩摩川内市、曾於市、南さつま市、志布志市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、中種子町（※）、天城町、伊仙町、枕崎市立病院、阿久根市教育委員会、大崎町教育委員会、東串良町教育委員会、徳之島町教育委員会、天城町教育委員会の 20 機関。

（※指宿市、中種子町は、現在、法定雇用率達成となっている。）。

【第 2 表、第 9 表－1】

○ 県の教育委員会等（法定雇用率 2.7%）

- ・ 2.7%の法定雇用率が適用される機関に在職している障害者の数は、1 機関 315.5 人で、前年より 3.66%（12.0 人）減少となり、実雇用率は 2.46%で前年を 0.05 ポイント下回り、法定雇用率未達成となった。

【第 2 表、第 9 表－2】

障害者雇用率未達成企業等への対応

（1）民間企業

未達成企業数が 618 社となり、前年より 105 社増加している。

この要因については、令和 6 年 4 月からの法定雇用率 2.5%の引き上げ等に伴い、達成から未達成に転じた一部の企業があるほか、新たに報告義務の対象となった一部の企業が達成できなかったことがあげられることから、鹿児島労働局・ハローワークによる法定雇用率達成指導を確実に実施し、早期解消を図る。

特に、障害者雇用ゼロ企業（障害者を 1 人も雇用していない企業）については、ハローワークと障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の関係機関が連携して、雇入れ準備から採用後の定着支援まで一貫して支援を行う「チーム支援」や、障害者就職面接会や特別支援学校生を対象とした職場実習面接会への参加勧奨及び精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（オンラインでの開催も含む）の受講案内等、重点的に支援を行う。

募集の際にはハローワークの活用を促し、障害者専用求人による募集や、企業説明会・ミニ選考会を開催するなど企業と障害者のマッチングに取り組む。

また、今年の法定雇用率未達成企業を対象とした障害者雇用の基礎セミナーを実施することとし、「障害特性」「障害特性に配慮した職務の選定」「障害特性を踏まえた雇用管理」「募集・採用・職場定着に係る支援」などについて説明を行い、障害者雇用の動機付けを図り、チーム支援などの支援につなげることとする。

（2）公的機関

公的機関については、率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場であることを踏まえ、鹿児島労働局長より法定雇用率未達成の機関に対し、雇入れ計画の作成・提出を指導し、計画的な法定雇用率の達成を要請する。雇入れ計画の実施状況が不十分である公的機関に対しては、適正実施勧告を行い公表する。

職場定着に向けた相談窓口を労働局及び各ハローワークに設けており、ハローワーク等の就労支援機関と連携した採用計画への取り組みや職場実習の推進についても提案を行う。

また、各機関においては、「障害者活躍推進計画」を作成・公表することが義務づけられており、雇入れ計画の作成を行う機関については、当該計画を踏まえた、実現性のある障害者雇用の取り組みとなるよう提案を行う。

◎法定雇用率達成指導

未達成企業（機関）に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状等を説明の上、障害者雇用事例の提供や就労支援機関による支援内容等を助言・説明し、障害者雇用への理解を深め、早期の未達成解消に向けた指導を行うもの。

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

区 分	企業数 又は 機関数	常用労働者数 又は 職員数	障害者数	実雇用率	達成企業数 又は 機関数	達成割合	雇用率の 全国平均
一般の民間企業 (法定雇用率2.5%)	企業 1,444 (1,315)	人 196,979.0 (191,097.0)	人 5,236.0 (5,003.0)	% 2.66 (2.62)	826 (802)	57.2% (61.0%)	% 2.41 (2.33)
県・市町村の機関 (法定雇用率2.8%)	66 (62)	30,757.5 (30,476.0)	852.0 (816.0)	2.77 (2.68)	46 (46)	70.0% (74.2%)	2.81 (2.70)
都道府県教育委員会等 (法定雇用率2.7%)	1 (2)	12,849.0 (13,049.0)	315.5 (327.5)	2.46 (2.51)	0 (2)	0.0% (100.0%)	2.43 (2.34)
独立行政法人等 (法定雇用率2.8%)	2 (2)	2,689.5 (2,682.0)	80.0 (71.5)	2.97 (2.67)	2 (2)	100.0% (100.0%)	2.85 (2.76)

() は令和5年6月1日現在

- 注 1 「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者であり、特定短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 2 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

障 害 者 雇 用 状 況

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況 [令和6年6月1日現在]

区 分	① 企業数	② 常用労働者数	③ 障害者の数	④ 身体障害者の数						⑤ 知的障害者の数						⑥ 精神障害者の数				⑦ 実雇用率
				A 重度 身体 障害者	B 重度 身体障害 者である 短時間労働者	C 重度以外 の身体障害 者	D 重度以外 の身体障害 者である 短時間労働者	E 重度身体 障害者である特定 短時間労働者	F 計 A×2+B+C+{(D+E)× 0.5} }	A 重度 知的 障害者	B 重度 知的障害 者である 短時間労働者	C 重度以外 の知的障害 者	D 重度以外 の知的障害 者である 短時間労働者	E 重度知的 障害者である特定 短時間労働者	F 計 A×2+B+C+{(D+E)× 0.5} }	C 精神 障害者	D 精神障害 者である 短時間労働者	E 精神障害 者である 特定短時間労働者	F 計 C+D+(E×0.5)	
全 国	企業 117,239	人 28,162,399.0	人 677,461.5	人 107,220	人 13,040	人 130,667	人 16,593	人 5,011	人 368,949.0	人 22,915	人 4,469	人 95,510	人 22,965	人 1,008	人 157,795.5	人 109,827	人 36,902	人 7,976	人 150,717.0	% 2.41
	(108,202)	(27,523,661.0)	(642,178.0)	(104,794)	(13,119)	(128,976)	(16,949)	(－)	(360,157.5)	(22,524)	(4,434)	(90,787)	(22,907)	(－)	(151,722.5)	(96,222)	(34,076)	(－)	(130,298.0)	(2.33)
鹿児島	1,444	196,979.0	5,236.0	774	151	1,310	222	53	3,146.5	109	32	856	311	4	1,263.5	521	283	44	826.0	2.66
	(1,315)	(191,097.0)	(5,003.0)	(761)	(157)	(1,272)	(227)	(－)	(3,064.5)	(118)	(18)	(839)	(269)	(－)	(1,227.5)	(470)	(241)	(－)	(711.0)	(2.62)

注 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働数である。
※ 除外率：「対象障害者が就業することが困難であると認められる職種」が相当の割合を占める業種ごとに定められた率。
2 障害者の数は、身体障害者、知的障害者 及び 精神障害者 の計である。
第1表の④、⑤A欄については1人を2人に相当するものとしてダブルカウント、④、⑤D、E欄及び⑥E欄については1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。ただし、④、⑤B欄及び⑥D欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短間労働者については1人を1カウントとしている。
3 ④、⑤のA、C欄及び⑥のC欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、④、⑤のB、D欄及び⑥のD欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、④、⑤、⑥のE欄は、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

第2表 公的機関における在職状況（鹿児島県、市町村の機関）

(1) 県市町村の機関（法定雇用率2.8%の機関） [令和6年6月1日現在]

区 分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数	④ 身体障害者の数						⑤ 知的障害者の数						⑥ 精神障害者の数				⑦ 実雇用率
				A 重度 身体 障害者	B 重度 身体障害 者である 短時間労働者	C 重度以外 の身体障害 者	D 重度以外 の身体障害 者である 短時間労働者	E 重度身体 障害者である特定 短時間労働者	F 計 A×2+B+C+{(D+E)× 0.5} }	A 重度 知的 障害者	B 重度 知的障害 者である 短時間労働者	C 重度以外 の知的障害 者	D 重度以外 の知的障害 者である 短時間労働者	E 重度知的 障害者である特定 短時間労働者	F 計 A×2+B+C+{(D+E)× 0.5} }	C 精神 障害者	D 精神障害 者である 短時間労働者	E 精神障害 者である 特定短時間労働者	F 計 C+D+(E×0.5)	
2.8% の 機関	企業 66	人 30,757.5	人 852.0	人 165	人 41	人 266	人 74	人 4	人 676.0	人 1	人 2	人 13	人 9	人 1	人 22	人 96	人 57	人 2	人 154.0	% 2.77
	(62)	(30,476.0)	(816.0)	(164)	(40)	(257)	(74)	(－)	(662.0)	(0)	(2)	(15)	(4)	(－)	(19.0)	(87)	(48)	(－)	(135.0)	(2.68)

(2) 県教育委員会等（法定雇用率2.7%の機関）

2.7% の 機関	企業 1	人 12,849.0	人 315.5	人 87	人 0	人 111	人 3	人 0	人 286.5	人 0	人 0	人 2	人 0	人 0	人 2.0	人 27	人 0	人 0	人 27.0	% 2.46
	(2)	(13,049.0)	(327.5)	(93)	(0)	(113)	(3)	(－)	(300.5)	(0)	(0)	(2)	(0)	(－)	(2.0)	(25)	(0)	(－)	(25.0)	(2.51)

注 1 職員数は、除外職員を除いた数である。
2 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。
法令上、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を2人に相当するものとしてカウントし、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
3 ④、⑤のA、C欄及び⑥のC欄は、1週間の所定労働時間が30時間以上の勤務職員、④、⑤のB、D欄及び⑥のD欄は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の勤務職員、④、⑤、⑥のE欄は、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の勤務職員である。
4 雇用率2.7%の適用機関は、県教育委員会及び全日制高校設置の市教育委員会であり、それ以外は全て2.8%が適用される。

第3表 一般の民間企業における産業別 障害者の雇用状況

[令和6年6月1日現在]

産 業 別		① 企 業 数	② 常 用 労 働 者 数	③ 障 害 者 数	④ 実 雇 用 率	⑤ 雇用率達成 企 業 の 割 合
産 業 別	農 林 、 漁 業 、 鉱 業	企業 31 (21)	人 2,624.5 (2,125.5)	人 60.5 (47.0)	% 2.31 (2.21)	% 54.8 (47.6)
	建 設 業	74 (61)	6,025.0 (5,250.5)	127.0 (121.5)	2.11 (2.31)	48.6 (59.0)
	製 造 業	232 (205)	31,314.5 (30,275.0)	868.5 (892.0)	2.77 (2.95)	64.2 (72.2)
	食 料 品	113 (98)	18,095.5 (17,257.5)	521.0 (532.5)	2.88 (3.09)	60.2 (69.4)
	電気機械	22 (19)	3,103.0 (3,743.5)	89.5 (130.5)	2.88 (3.49)	81.8 (84.2)
	その他の機械製造業	21 (21)	1,604.5 (1,672.0)	35.0 (42.0)	2.18 (2.51)	61.9 (76.2)
	その他の製造業	76 (67)	8,511.5 (7,602.0)	223.0 (187.0)	2.62 (2.46)	65.8 (71.6)
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 業	3 (3)	374.5 (410.0)	5.0 (2.0)	1.34 (0.49)	33.3 (0.0)
	情報通信業	34 (34)	3,865.0 (3,859.5)	56.0 (51.5)	1.45 (1.33)	41.2 (38.2)
	運輸業、郵便業	86 (82)	10,390.5 (10,235.0)	335.5 (306.5)	3.23 (2.99)	61.6 (64.6)
	卸売業、小売業	196 (187)	38,056.0 (38,168.5)	989.5 (952.0)	2.60 (2.49)	52.6 (52.9)
	金融業、保険業	16 (15)	5,782.5 (5,776.0)	117.5 (92.5)	2.03 (1.60)	31.3 (20.0)
	不動産業、物品賃貸業	19 (21)	2,422.5 (2,683.5)	46.5 (51.0)	1.92 (1.90)	47.4 (47.6)
	学術研究、 専門・技術サービス業	30 (27)	4,232.0 (4,004.5)	86.5 (81.5)	2.04 (2.04)	43.3 (44.4)
	宿泊業、飲食サービス業	54 (48)	6,640.0 (5,760.5)	144.5 (134.5)	2.18 (2.33)	51.9 (64.6)
	生活関連サービス業、 娯楽業	44 (37)	4,276.0 (4,077.5)	107.0 (109.0)	2.50 (2.67)	47.7 (56.8)
	教育、学習支援業	29 (28)	4,665.5 (4,564.5)	73.0 (61.5)	1.56 (1.35)	31.0 (28.6)
	医療、福祉	465 (432)	57,654.5 (55,883.5)	1,754.0 (1,609.0)	3.04 (2.88)	63.7 (66.7)
	複合サービス事業	29 (27)	6,298.5 (6,738.5)	123.0 (141.5)	1.95 (2.10)	41.4 (44.4)
	サービス業	102 (87)	12,357.5 (11,284.5)	342.0 (350.0)	2.77 (3.10)	58.8 (66.7)
規 模 別	40.0 ～ 100人未満	843 (715)	51,174.5 (45,657.5)	1,294.5 (1,100.0)	2.53 (2.41)	56.1 (57.6)
	100 ～ 300人未満	457 (454)	66,299.5 (65,766.0)	1,811.0 (1,843.5)	2.73 (2.80)	60.2 (67.0)
	300 ～ 500人未満	85 (90)	28,637.5 (30,599.0)	718.5 (755.5)	2.51 (2.47)	51.8 (55.6)
	500 ～ 1,000人未満	43 (41)	25,921.5 (25,444.0)	645.5 (622.0)	2.49 (2.44)	53.5 (61.0)
	1000人以上	16 (15)	24,946.0 (23,630.5)	766.5 (682.0)	3.07 (2.89)	68.8 (73.3)
計		1,444 (1,315)	196,979.0 (191,097.0)	5,236.0 (5,003.0)	2.66 (2.62)	57.2 (61.0)

() は令和5年6月1日現在

第4表 令和5年6月2日から令和6年6月1日までに雇い入れられた障害者数

[令和6年6月1日現在]

区 分	計	製造業	運輸業 郵便業	卸売業 小売業	医療・福祉	複合サービス 事業	サービス業	その他
新規雇用数	人 510.5 (476.5)	63.5 (76.5)	30.0 (21.0)	70.5 (68.0)	226.5 (196.0)	1.5 (12.5)	34.5 (31.0)	84.0 (71.5)
	比 率 (100.0%)	12.4% (16.1%)	5.9% (4.4%)	13.8% (14.3%)	44.4% (41.1%)	0.3% (2.6%)	6.8% (6.5%)	16.5% (15.0%)

() は令和5年6月1日現在

第5表

階級別法定雇用数不足企業の状況

[令和6年6月1日現在]

区 分	企業数	①法定雇用率 未達成企業数	② 不 足 数						③障害者雇用 ゼロ企業
			0.5人または1人	1.5人または2人	2.5人または3人	3.5人または4人	4.5人または5人	5.5人以上	
40.0～100人未満	843	370 (100.0)	343 (92.7)	27 (7.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	346 (93.5)
100～300人未満	457	182 (100.0)	73 (40.1)	70 (38.5)	28 (15.4)	8 (4.4)	3 (1.6)	0 (0.0)	20 (11.0)
300～500人未満	85	41 (100.0)	13 (31.7)	11 (26.8)	6 (14.6)	4 (9.8)	3 (7.3)	4 (9.8)	0 (0.0)
500～1,000人未満	43	20 (100.0)	4 (20.0)	4 (20.0)	7 (35.0)	2 (10.0)	2 (10.0)	1 (5.0)	0 (0.0)
1,000人以上	16	5 (100.0)	0 (0.0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)
計	1,444	618 (100.0)	433 (70.1)	114 (18.4)	42 (6.8)	14 (2.3)	9 (1.5)	6 (1.0)	366 (59.2)

注 1 ()は当該企業規模階級内における構成比(%)
2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

第6表

身体障害者の部位別雇用状況

令和6年6月1日現在

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	人 122	人 266	人 28	人 1,188	人 899	人 2,503
	(122	248	30	1,177	839	2,416)

()は令和5年6月1日現在
注 「身体障害者計」欄には、障害者雇用状況報告の「種類別の身体障害者数」について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40.0～ 100人未満	人 24	人 76	人 5	人 299	人 214	人 618
	(22	64	4	253	174	517)
100～ 300人未満	49	92	13	421	314	889
	(50	92	14	450	320	926)
300～ 500人未満	23	36	4	176	139	378
	(24	41	1	197	148	411)
500～ 1000人未満	12	36	1	148	116	313
	(13	32	2	157	98	302)
1,000人以上	14	26	5	144	116	305
	(13	19	9	120	99	260)

()は令和5年6月1日現在
注 「身体障害者計」欄には、障害者雇用状況報告の「種類別の身体障害者数」について未記入の場合は含まれない。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく機能	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	人 0	人 2	人 0	人 18	人 9	人 29
	(0	2	0	10	5	17)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	1	0	2	3	6
	(0	1	0	3	4	8)
建設業	2	4	2	38	38	84
	(2	5	2	36	34	79)
製造業	5	79	4	182	90	360
	(5	71	5	185	86	352)
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	1	2	3
	(0	0	0	0	1	1)
情報通信業	2	3	0	9	17	31
	(1	3	1	8	18	31)
運輸業、郵便業	3	12	2	103	93	213
	(3	13	2	97	89	204)
卸売業、小売業	13	41	5	186	212	457
	(12	35	8	192	199	446)
金融業、保険業	1	2	1	37	21	62
	(1	2	1	27	19	50)
不動産業、 物品賃貸業	2	1	1	14	7	25
	(1	1	2	17	7	28)
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	3	0	19	17	41
	(2	2	0	23	16	43)
宿泊業、 飲食サービス業	3	8	2	22	22	57
	(4	5	2	22	21	54)
生活関連サービス 業、娯楽業	0	7	0	18	16	41
	(1	6	0	14	15	36)
教育、学習支援業	1	0	0	19	24	44
	(1	0	0	17	20	38)
医療、福祉	79	68	9	379	246	781
	(81	67	7	368	222	745)
複合サービス事業	3	5	1	51	25	85
	(3	7	0	60	29	99)
サービス業	6	30	1	90	57	184
	(5	28	0	98	54	185)

()は令和5年6月1日現在
注 「身体障害者計」欄には、障害者雇用状況報告の「種類別の身体障害者数」について未記入の場合は含まれない。

第7表 一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移
〔平成22年～令和6年〕

(各年6月1日現在)

区 分		企 業 数	常用労働者数	障 害 者 数		実 雇 用 率		雇用率達成 企業の割合	
					増 減		増 減		増 減
全 国	平成	企業	人	人	人	%		%	
	22	71,830	20,356,456.0	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
	23	75,313	22,260,915.5	366,199.0	23,225.5	1.65	▲ 0.03	45.3	▲ 1.7
	24	76,308	22,577,527.0	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
	25	85,314	23,213,401.0	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	▲ 4.1
	26	86,648	23,650,463.5	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
	27	87,935	24,122,923.0	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
	28	89,359	24,650,200.5	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
	29	91,024	25,204,720.1	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
	30	100,586	26,104,834.5	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	▲ 4.1
	令和 元	101,889	26,585,858.0	560,608.5	25,839.0	2.11	0.05	48.0	2.1
	2	102,699	26,866,927.0	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6
	3	106,924	27,156,780.5	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	▲ 1.6
	4	107,691	27,281,606.5	613,958.0	16,172.0	2.25	0.05	48.3	1.3
	5	108,202	27,523,661.0	642,178.0	28,220.0	2.33	0.08	50.1	1.8
	6	117,239	28,162,399.0	677,461.5	35,283.5	2.41	0.08	46.0	▲ 4.1
鹿 児 島 県	平成	企業	人	人	人	%		%	
	22	852	141,628.0	2,907.5	147.0	2.05	0.10	61.7	2.4
	23	878	156,455.5	3,019.5	112.0	1.93	▲ 0.12	61.3	▲ 0.4
	24	905	167,228.0	3,212.5	193.0	1.92	▲ 0.01	59.7	▲ 1.6
	25	1,051	178,435.5	3,602.0	389.5	2.02	0.10	56.2	▲ 3.5
	26	1,068	180,609.0	3,644.0	42.0	2.02	0.00	57.8	1.6
	27	1,088	177,510.5	3,702.0	58.0	2.09	0.07	59.0	1.2
	28	1,092	186,641.5	4,028.5	326.5	2.16	0.07	61.5	2.5
	29	1,137	183,466.5	4,064.0	35.5	2.22	0.06	61.7	0.2
	30	1,281	190,783.5	4,468.5	404.5	2.34	0.12	59.1	▲ 2.6
	令和 元	1,284	191,605.5	4,608.0	139.5	2.40	0.06	60.4	1.3
	2	1,278	192,168.0	4,687.5	79.5	2.44	0.04	62.0	1.6
	3	1,325	194,190.0	4,937.5	250.0	2.54	0.10	61.6	▲ 0.4
	4	1,327	192,861.0	4,882.5	▲ 55.0	2.53	▲ 0.01	59.8	▲ 1.8
	5	1,315	191,097.0	5,003.0	120.5	2.62	0.09	61.0	1.2
	6	1,444	196,979.0	5,236.0	233.0	2.66	0.04	57.2	▲ 3.8

注 障害者数とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者

平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①②いずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

平成18年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
精神障害者である短時間労働者

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

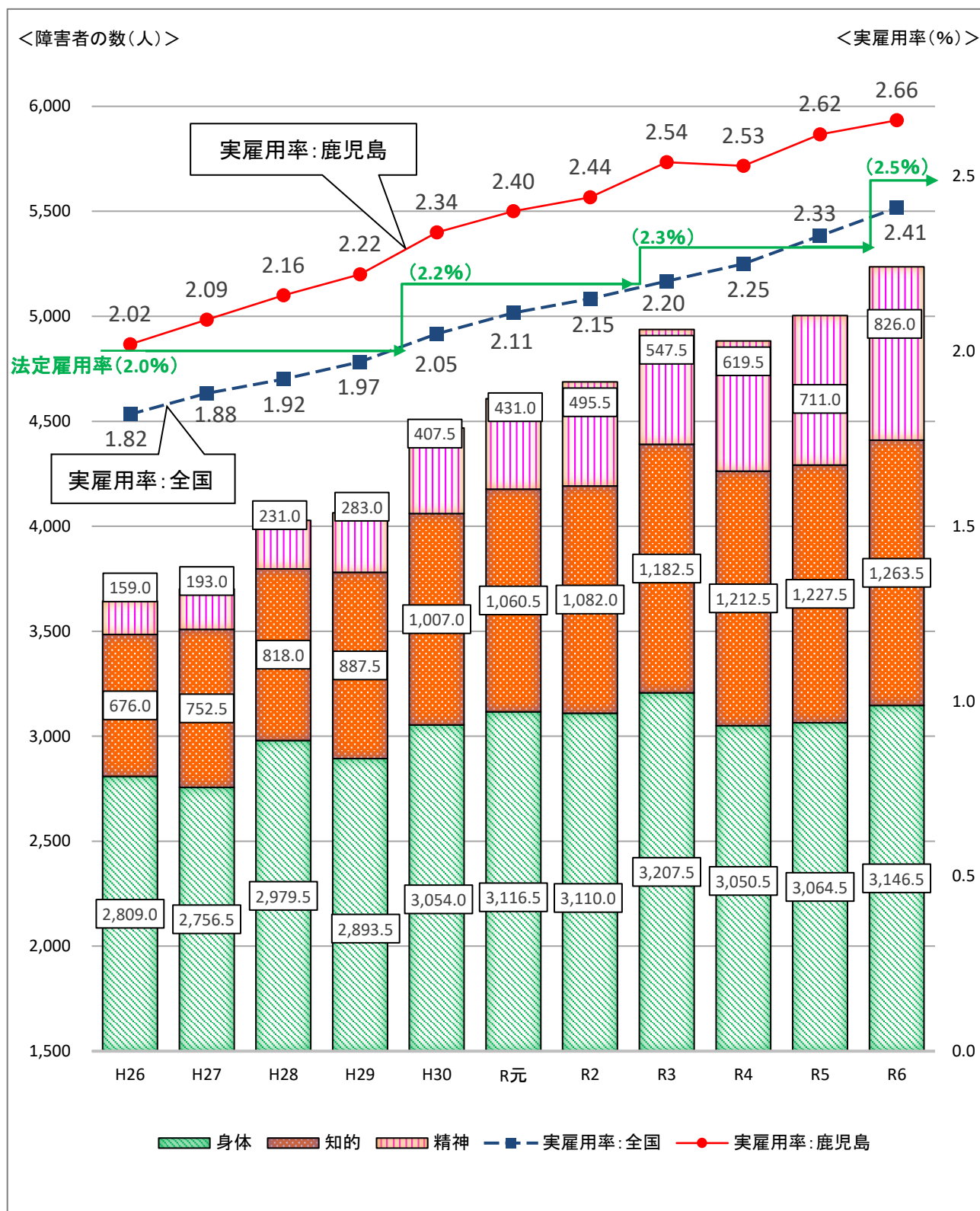
平成23年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者
重度知的障害者である短時間労働者
精神障害者
身体障害者である短時間労働者は0.5人カウント
知的障害者である短時間労働者は0.5人カウント

第8表

民間企業における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和6年6月1日現在



- 注 1 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模、平成30年以降は45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上の企業）についての集計である。
- 2 「障害者の数」とは、第7表の下欄に掲げる者の合計数である。

第9表－1

公的機関における在職状況(令和6年6月1日現在)

市町村等の機関（法定雇用率2.8%）

	①法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（63機関）	23,708.0	648.0	2.73	42.0	
鹿 児 島 市	4,761.5	138.0	2.90	0.0	地方特例
鹿 屋 市	1,089.5	31.5	2.89	0.0	地方特例
枕 崎 市	349.5	11.0	3.15	0.0	地方特例
阿 久 根 市	305.0	5.0	1.64	3.0	
出 水 市	773.0	24.0	3.10	0.0	地方特例
指 宿 市	751.5	20.5	2.73	0.5	地方特例 注5①
西 之 表 市	217.0	5.0	2.30	1.0	
垂 水 市	362.0	14.0	3.87	0.0	地方特例
薩 摩 川 内 市	1,116.0	27.5	2.46	3.5	地方特例
日 置 市	657.5	19.0	2.89	0.0	地方特例
曾 於 市	488.0	11.5	2.36	1.5	地方特例
霧 島 市	1,375.5	39.5	2.87	0.0	地方特例
い ち き 串 木 野 市	452.5	15.0	3.31	0.0	地方特例
南 さ つ ま 市	585.5	10.5	1.79	5.5	地方特例
志 布 志 市	569.5	14.5	2.55	0.5	地方特例
奄 美 市	789.0	24.0	3.04	0.0	
南 九 州 市	511.0	15.0	2.94	0.0	地方特例
伊 佐 市	357.0	10.5	2.94	0.0	
始 良 市	769.0	14.5	1.89	6.5	地方特例
三 島 村	69.0	2.0	2.90	0.0	
十 島 村	133.5	3.0	2.25	0.0	
さ つ ま 町	401.0	8.0	2.00	3.0	地方特例
長 島 町	336.0	6.0	1.79	3.0	地方特例
湧 水 町	199.5	1.0	0.50	4.0	
大 崎 町	148.0	4.0	2.70	0.0	
東 串 良 町	110.5	4.0	3.62	0.0	
錦 江 町	113.0	4.0	3.54	0.0	
南 大 隅 町	127.0	4.0	3.15	0.0	
肝 付 町	347.0	9.0	2.59	0.0	地方特例
中 種 子 町	126.0	2.5	1.98	0.5	注5②
南 種 子 町	141.5	3.5	2.47	0.0	地方特例
屋 久 島 町	309.0	10.0	3.24	0.0	地方特例
大 和 村	148.0	6.0	4.05	0.0	
宇 検 村	99.5	4.0	4.02	0.0	
瀬 戸 内 町	319.5	12.0	3.76	0.0	
龍 郷 町	135.5	3.5	2.58	0.0	
喜 界 町	226.0	6.0	2.65	0.0	地方特例
徳 之 島 町	251.5	7.0	2.78	0.0	
天 城 町	234.0	4.0	1.71	2.0	
伊 仙 町	110.0	2.0	1.82	1.0	
和 泊 町	185.0	5.0	2.70	0.0	
知 名 町	171.5	4.0	2.33	0.0	
与 論 町	176.0	4.0	2.27	0.0	
鹿 児 島 市 立 病 院	844.0	26.0	3.08	0.0	
鹿 児 島 市 水 道 局	451.5	13.0	2.88	0.0	
鹿 児 島 市 交 通 局	169.0	8.0	4.73	0.0	
鹿 児 島 市 船 舶 局	68.0	2.0	2.94	0.0	
出 水 市 病 院 事 業	353.5	12.0	3.39	0.0	
枕 崎 市 立 病 院	44.5	0.0	0.00	1.0	
阿 久 根 市 教 委	80.0	1.5	1.88	0.5	
奄 美 市 教 委	174.5	5.0	2.87	0.0	
伊 佐 市 教 委	37.0	1.0	2.70	0.0	
湧 水 町 教 委	47.5	1.0	2.11	0.0	
大 崎 町 教 委	36.0	0.0	0.00	1.0	
東 串 良 町 教 委	40.5	0.0	0.00	1.0	
錦 江 町 教 委	44.0	1.0	2.27	0.0	
中 種 子 町 教 委	48.5	1.0	2.06	0.0	
瀬 戸 内 町 教 委	57.0	2.0	3.51	0.0	
徳 之 島 町 教 委	85.5	0.0	0.00	2.0	
天 城 町 教 委	59.0	0.0	0.00	1.0	
和 泊 町 教 委	64.5	3.0	4.65	0.0	
知 名 町 教 委	55.0	1.5	2.73	0.0	
与 論 町 教 委	51.5	1.0	1.94	0.0	

第9表－2

県の機関（法定雇用率2.8%）

	①法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（3機関）	7,049.5	204.0	2.89	0.0	
鹿児島県知事部局	5,622.5	164.0	2.92	0.0	
鹿児島県県立病院局	960.0	27.0	2.81	0.0	
鹿児島県警察	467.0	13.0	2.78	0.0	

県教育委員会（法定雇用率2.7%）

	①法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（1機関）	12,849.0	315.5	2.46	30.5	
鹿児島県教委	12,849.0	315.5	2.46	30.5	

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）

	①法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数	備考
計（2機関）	2,689.5	80.0	2.97	0.0	
鹿児島大学	2,560.5	77.0	3.01	0.0	
鹿屋体育大学	129.0	3.0	2.33	0.0	

- 注 1
- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

②欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法令上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

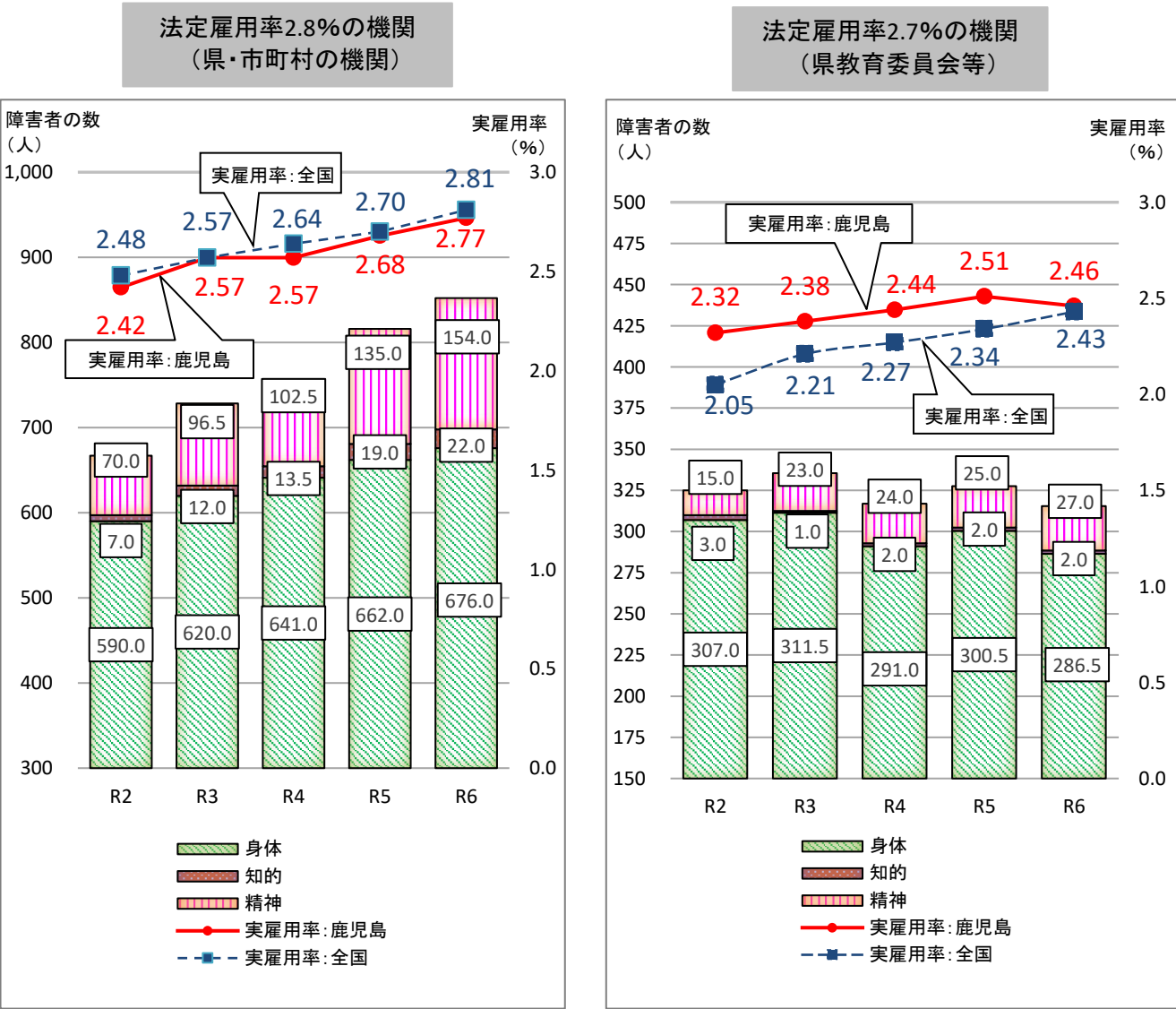
地方特例とは、市町長部局及び市町長部局と人的関係が緊密である教育委員会の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該教育委員会に勤務する職員を当該市町長部局に勤務する職員とみなすものである。

①指宿市は11月18日時点において、障害者の数21.5人、実雇用率2.86%、不足数0.0人となっている。

第10表

地方公共団体における障害者雇用状況の推移（鹿児島県）

令和6年6月1日現在



注「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者
- （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

令和6年以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 精神障害者
- 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
- 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次の①②いずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウント